

平成30年度 第2回三重労働局公共調達監視委員会議事概要

平成30年12月5日(水)開催

津第二地方合同庁舎 地下1階 共用会議室

1 あいさつ

総務部長あいさつ

2 契約案件の審議等

・平成30年度第2回公共調達審査会審議結果報告

開催日 : 平成30年11月12日(月)

開催場所 : 三重障害者職業センター 2階 相談室

審査対象期間 : 平成30年4月1日から平成30年8月31日

審査対象契約案件及び審査案件 : 審査対象契約案件55件中、審査案件33件

審査結果 : すべての案件において適正

・監視委員会抽出報告

公共工事の競争入札該当なし。公共工事の随意契約1件。物品・役務等の競争入札9件、物品・役務等の随意契約3件、合計13件を抽出した。

・契約案件審議

○整理番号1「尾鷲公共職業安定所 空調設備機器(VAV)更新工事」

委員 : 本案件については随意契約ということで緊急性があるということですが、見積もりもとって予定価格の算定はしていただいたわけですね。

会計 : インターネット等で調べても専門的な部品になるということでしたので、どの程度のものかということで、もう1社だけではありましたが業者に頼んでとりまして平均としました。

委員 : A業者というのが契約した業者と思ってよろしいですか？

B業者というのは別の業者で、金額が高かったと。

時間的に入札の時間がなかったからだと思うのですが、結果的には二つを比較されて低いほうになったということになるのですか？

会計 : はい、そうです。

委員 : もしこれがなければ、緊急性であれば、言いなりといいますか…。

会計 : そうですね。1社しか取れなければ、そこに頼むことになると思います。

委員 : 資料の中に、「冷房装置が使用できるようにする修繕」とあります。「特殊部品で受注生産となり、納品まで1か月以上を要する」とあります。確かに6月くらいの案件で7月くらいには終わらせたかったと思いますが、実際の工期について請負契約書を見ますと6月12日から8月20日ということですが、かなり難しいような工事だったのですが？

会計 : 生産に1か月以上かかるということと、ダクトの天井部分を解体して部品を入れたりするというので、台数も8台ありましてどうしても時間がかかるというお

話がありまして、何とかお盆くらいまでにはと相談いたしましてそのようになっています。

委員：夏の一番熱いころだと思うのですがその間、冷房が無い状態で業務をされているのですか？

会計：そうです。暑い時期でしたが、扇風機などの代用品でしのぎました。ただ、完全に壊れていたというわけではなく一部分は使える状態だったので、扇風機等の風を使ってしのいだという感じですね。

委員：今後こういった問題が起こりますと、納品まで1か月以上を要するという事ですから、夏の一番熱い時期に冷房がないということになりますので、冷暖房の切り替え点検時に見つかるものですから、時期を早められて5月からとか始めるとかはどうでしょうか。

会計：業者の方からも言われたのですが、日ごろからのメンテナンスや定期点検を常時しておくべきであるとの話をいただきましたので、今後どうしていくかは検討が必要だと思っています。

○整理番号2「平成30年度津第二地方合同庁舎及び津公共職業安定所・三重障害者職業センター合築庁舎設備維持管理委託契約」

委員：以前は二つ別々に委託業務をされていたものを一つにまとめられたということで、結果として二つを足したものよりも低いということですね。それを合算したとした場合、単純合算との比較はどうですか？

会計：し尿処理の部分は特定の業者しか入れないので、それを除いて予定価格等も積算しています。し尿処理分は除いて計算していますし、どちらにしても調達分は低く抑えられています。

委員：そういう意味では効率的な契約をされているという風に評価できるのかなと思います。金額が大きくなると手続きが複雑になると以前にお聞きしたように思いますが、そのあたりのことはどうですか？

会計：1000万円以上の予定価格になりますと、本省の公共調達委員会の審査を事前に受けまして、結果調達してもよいという許可を得たうえで調達開始ということになります。

委員：今回はまさしくそのケースですね。それは手続的にはやっていただいていた調達ということですね。

会計：はい、そうです。

委員：以前に手続が複雑で面倒であるから二つに分けているという説明をいただいたこともありましたが、手続きさえすれば問題ないですね。そうであれば、極力このような方向のほうがよいのではないかと思いますね。

委員：予定価格の積算根拠ですが、入札状況を見ますと予定価格を下回っているのは今回の業者1社だけということで、予定価格を少し厳しくとりすぎているのではないかと思います。

算出において、低い金額を中心にしてしまっているのです、予定価格がそういったと

ころで厳しくなって、応札3社のうち1社しか下回らなかったと。

もう少し乖離しているところも入れて平均されたほうが予定価格が少し高めになるのではないですか？今回1社たまたまありましたが、これがない場合って、もう一回することになるんですよ。

会計：会計検査院等で、同一業者が入札に参加する場合、参加業者の応札価格をもとに算出するよという指摘がよくあるものですから、なかなか広く高くすることは難しいところがあるものですから、一番乖離しているところを外して算出しました。

委員：結果として、A社さんが続いているということですね。

会計：はい、結果としてそうです。

委員：なかなか入札は、他のところはやりづらいでしょうか。価格的にね。

会計：そうだと思います。

委員：本来なら、1600万円くらいなのではないでしょうか。ほかの2社はそうですね。信用部分も長いお付き合いもあり、やり方を分かってらっしゃるところでしょうか。

委員：今案件だけではないのですが、契約日が4月1日と4月2日がありますが、違いはどういうことでしょうか。4月1日は日曜日であったと思いますが。

会計：基本的には、開庁日に契約です。

水道とかは休みでも常に供給されていますから、4月1日から契約となります。しかし、物品購入等につきましては休みの日は使用しないので、そういうところで使い分けています。

委員：実際に印鑑を押す日は別として…ということですね。

今の場合は1日契約と。

会計：そうです。休みであっても建物は維持管理していただかないといけませんので。

委員：人の出入りはないけれど維持管理という用務なので、曜日にかかわらず…ということですね。

○整理番号3「平成30年度桑名、四日市、鈴鹿、伊賀、公共職業安定所駐車場等交通誘導業務委託契約」

委員：予定価格積算内訳に、人件費についての算出で、求人募集賃金の平均とありますが、これは同業種の求人募集賃金のことでしょうか？

会計：業種ごとに発表されていますが、その中での警備業務の部分の賃金をピックアップしまして、その賃金額を参考に使用させていただいています。

委員：予定価格の積算は細かくされていると思います。人件費、諸経費を合計されていますが、入札する会社側とすれば、当然人件費も経費も払うので会社利益も加算して入札すると思います。でもこの場合ですと会社利益も考えるとこの予定価格ではちょっと厳しいと思いますが。

入札状況を見ますと、4社のうち1社だけが予定価格を下回っているだけ残り3社は超えています。これでも問題はないのですが、予定価格は少し高くなりますが、会社利益をもう少し加味されたほうがいいのではないのでしょうか。

会計：少し厳しいことかもしれませんが、入札者の利益というところは、考えないです。効果的に、効率的にということ。安価すぎるのはいけないのですが。業者側も

発注ということではそれなりに諸経費の中に会社が望む額が入っているのではないかと考えるところです。

委員：利益については企業努力でねん出していただくというところでしょうか。

こちらも従来から A 社さんですね。先ほどと同じで、長くやっているから要領もわかっていますね。

会計：現状契約会社であれば、こちらも有利ですね。実績もありますし。

委員：対応はものすごく丁寧にされていますね。

委員：一回契約すると、なかなか変わらないというところもあるのでしょうか。

手続きはきちっとやっていたいので問題はないのでしょうか。

会計：そうですね。続くものは続きます。

駐車場警備は、ビルメンテナンスよりは入れ替わりの可能性としてはあると思いますが、結果からみるとほかのものより差はあると思われます。

委員：各所で警備員の勤務時間にばらつきがあるのですが、どうしてですか？

会計：当初から各所の希望を聞きまして、希望に基づいて各所の仕様を変えているということです。

委員：あまり車の出入りがない時は遠慮してもらおうということですか？

会計：何時から何時と決めればお客さんがゼロであっても居ていただきますが、毎年各所が混み状況を考えて希望を出してきます。

○整理番号 4 「平成 3 0 年度津第二地方合同庁舎及び津公共職業安定所・三重障害者職業センター合築庁舎で使用する電気の供給単価契約」

委員：素朴な疑問ですが、こういう件に〇〇は手を挙げてこないのですか？

会計：おそらくですが、管内であれば一般に公表している価格がありますので、それを下げられないのではないかと思います。今年なんかは、A 社さんは他地域への進出をしていると聞きますけれど、他へ出て安くしないと売れないのではないかと思います。

委員：A 社さんは、ものすごく下げたという価格ですね。

委員：昨年度から、業者は替わっていますね。

会計：昨年度は、入札状況調査にもあります B 社さんと契約していたのですが、今回は A 社さんになっています。

委員：切り替えなどはしなくていいのですか？

会計：供給に関しての申し込みはいろいろと細々したものになっていますが、旧電力から新電力へ切替をする場合は、機器等の取り付けがあつて時間も要しますが、一旦新電力になってしまいますと、新電力間同士では手続きは書類上のことで済みますので煩雑ではないです。

委員：実際に 3 月 3 1 日と 4 月 1 日で替わるわけですね。切替も何もなしに、時間経過とともに過ぎていくということですか。

会計：各地点の登録番号の申請をして、次の契約業者さんに手続をしていただくという方法です。

委員：検針などはどのようになっているのでしょうか？

会計：検針なども、中電さんのメーターを使っているのではないかと思います。
電話でもそうですよね。送電線なり電話線が変わるわけではなく、それを使って何かしらの供給量の請求ということであると思います。

委員：電力会社間で清算というやり取りの可能性もあるかも…と。
いずれにせよ、こちらは4月の請求はA社で、3月分は前契約先へ支払いをすることだけですね。
請求書が届いて、支払いをするだけで、特に難しい手続きは一切ないということですね。

委員：旧電力から新電力に移って今回また旧電力になったと思うのですが。

会計：A社は旧電力ですが、管轄を越えると新電力扱いになります。この旧電力は〇〇なので。

委員：今回は単価契約ですので、単価が決まって、使用量に応じてですか？

会計：基本料金の固定分はありますが、単価契約ですので、極端な話であれば、予定数量より増えても減っても関係ないです。ただ、翌年度の契約をするときには、特に増えて減ったりすることがなければ、前年度実績ベースで数値を使うのですが、今年度の夏のようなことは予測できませんので、多少の上下はあるかと思います。

○整理番号5「平成30年度事務用品等単価契約」

委員：結局、入札は1社しかなかったんですね。ちなみに、前年はどうでしたか？

会計：前年も落札はA社さんですが、入札はもう1社参加がありました。
申込書を受け取るまでは他にも1社いるのですが、参加されませんでした。

委員：A社さんは比較的に大きなところだから、入札に慣れていて準備できると。
イメージ的に“町の文具屋さん”も対象になってくるのですよね。

会計：そうです。ですが、洗剤のようなものもあり、雑貨も入るので難しいのかもしれないです。

委員：購入頻度が少ないものは削除されていますが、削除されたものが必要な時は個別に注文できるのですか？

会計：はい、見積もり合わせをして購入できます。

委員：大きな販売会社さんが手を挙げてくるということは、まず無いのでしょうか？

会計：等級的に『A』ではないかと思われるので…。できれば地元でというところもあるので、投球も『B・C・D』というところですよ。
それに、金額がカタログ価格から下がることがあるのかどうか。
単価契約のほうが、カタログ価格のほうが安くなっているのが得になっているはずですよ。

委員：ここにはないものが緊急に必要になって、見積もり合わせをするほどでもないようなものであった場合、A社さんにお問い合わせするのはいいですか？

会計：それはいいです。基本的には見積もり合わせで買っていますので。
本当に緊急措置であっても、A社さんにと決めているわけではありません。

委員：町のどこかへ買いに行くということもできないですよね。

会計：そこは、振込での支払いができるかどうかなどもありますので、そのようなことはありません。

○整理番号6「平成30年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業
委託契約」

委員：入札状況調書に評価点というのがついていますが、総合評価の技術点とか価格点とか入れた合計の評価でよろしいですか？

会計：そうです。

委員：総合評価落札方式の場合で、価格点と技術点の比率はどこが決められるのですか？
総務課さんで決められるのですか？

会計：本省の方で割合は決められています。

委員：この事業の委託契約になると事業が、つまり目的があつてのことですので達成具合といえますか、技術点が低くても価格が低くなると評価点は高くなりますね。
そこが入札してしまうと、事業の目的が達成されないとは言わないですが、達成しにくくなるのではないかと思います。技術点の割合が非常に大事だと思うところで、入札価格を低くしてしまえば技術点の意味がなくなってしまうと思うのですが、その点は本省の判断なのですね。

会計：この事業は全国事業で、47都道府県でそれぞれやっております、もともと調達
の仕様とかは本省で決めております。入札自体は各都道府県労働局で独自にやっ
てくださいということでもありますので、ここは変えられない点であります。

委員：他にも評価するものがあつたと思うのですが。

確かな記憶ではないですが、技術点は8割くらいだったように思いますが。

委員：事業によって技術点の割合は変わったと思います。

会計：技術点は価格点の2倍くらいの配点になっていると思います。それでも、中には逆
転するケースもありますけれど。

委員：技術点の中に基礎点というのがあると、評価にするとほぼ差がなくなってしまう
す。提案書見て思い切り差があつても、価格が安いだけで逆転する。

会計：本当に事業内容のみで競わせたい時には企画競争という手法もありますので、あえ
て総合評価にしているというのは、価格面もある程度は考慮するというで本省
の方で決められてきています。事業によって配点が100点だったり200点であ
つたりはあるのですが、そこは地方ではどうしようもないことで。

配点調整は、特に力を入れてアピールしていただきたいところは高得点にしている
というところで、技術で競わせているというところでは。

委員：これは委託業務ですから、出口の方をきちっとにぎってもらふのですよね。

支出内容について…。

会計：そうです。終了後に検査に伺います。

委員：それで余ったら戻してもらふとか、無駄なものはいついたらカットされている
のですね。

会計：やっています。

委員：事業委託されたのに、あまりにもうまくいかないとかで手間暇かかって、何のため
に委託したのかわからないというような状態になってしまったときは、指導や最悪
解約することは可能なのでしょうか。

会計：契約してからの契約内容とか、当初の事業計画にあまりにも乖離が出てくる事業に
対する指導は、総務課ではなく原課の方でしております。そういったケースも今後

起こりうるのかとは思いますが、結果的に今までにそのようなことはありません。ただ、翌年度に同じような事業があったときに、同じような入札に参加されたときに評価が下がってしまうということはあるかもしれません。

委員：契約内容にある契約解除とか、損害賠償請求とかは三重労働局では無さそうですか？

会計：私の知る限りではありません。

○整理番号7「平成30年度介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業」
三重県) 委託契約」

委員：この事業は、初めての事業ですか？

会計：これは以前から引き続けている事業です。

委員：以前も同じところでしたか？

会計：前年度も同じところでした。

委員：前年度の金額は、あまり参考にならないのですか？

会計：前年度の事業も勘案はしますが、基本的には経費単価が来ますので、それに応じて積算しているのが実情です。

委員：入札額がずいぶん低いですね。

会計：ちなみに前年度は10,880,607円で、前年度より少し下がったところですよ。要因としては、結果入札の応札は1社だったのですが、説明会を開いたところもう1社来ており、競争するのではないかと思われて下げられたのかなと思います。

委員：結果論ですが、入札が1社で落札率が74%ですので、もともと予定価格が高すぎたのかなという感じはありますね。

前年も参考にすれば、もう少し予定価格が下がってもおかしくないのかとも思いますし、下げても結果論で入札には問題なかったと思われます。

この状況が分かれば、来年以降、センターさんがもう少し高めてくる可能性はあるわけですよ。

会計：そうですね。委託事業の予定価格については難しいところもあって、経費区分が厳しく決められている都合上、流用ができないということがあって、あまりにもキチキチにしてしまうとどうしても受託業者が赤字出してしまうということもありますし、あまり下げすぎてしまうと逆に参加していただくところもなくなってしまいうということもあり、頭を悩ますところではあります。

委員：これは開けてみなければ分かりませんが、74%が低すぎるかなと。低ければいいということではないということから考えれば、低めておいて入札を近づけるという方法もあるのかなと感じました。

委員：これも同じで、出口はきちっと見ていただけるということですね。

会計：すべての委託費は監査がありますので。

○整理番号8「平成30年度伊賀地域若者サポートステーション事業委託契約」

委員：昨年もあった事業ですか？

会計：同じようがありました。ただ、伊賀地域だけ受託業者が変わりました。

委員：1社入札ということは、前年の業者は入札を辞退されたということですか？

会計：そうです。

委員：参考までに、1社の場合も評価されていますが、比較しづらいですね。

最終的にどういう評価をされているか？

会計：各項目に0点があればダメですが、基準点があれば参加よしということですよ。

委員：極論ないでしょうけれど、0点はなくても全体評価が例えば20点だった、30点だったという時でも、1社だったらOKなものですか？

会計：OKになります。最低点というのはないので。

委員：委託事業について、業者さんが代わっても特に引継ぎとか発生しないのですか？

会計：引継ぎが必要なものについては、翌年度の業者が決まってから年度中に引き継いでもらいますし、そうでなければ、3月末で終わって4月新業者でスタートということになります。

委員：この案件についての引継ぎがあったかどうか、わかりますか？

会計：この案件については、引継ぎはなかったと思いますが、実情は前年度のところで事務をされていた方が新しいところに移られて受託されているので、ある程度のノウハウは初期の段階から蓄積されているものと思います。

委員：人が変わっていないということですね。

会計：事務の面ではそうですね。

○整理番号9「平成30年度年度後半における集中的な就職面接会事業委託契約」

委員：1回目は不調だったのですね。でも、結局2回目も同じところが参加ですね。

入札価格を下げて参加と。現実的な話として、なかなか受け先がないのでしょうか。

会計：この事業の説明会をしたところ、落札業者ともう1社説明を聞きに来ていただいているのですが、実際入札への参加というと前年度も同様でしたが、難しい状況が続いております。

委員：以前の落札価格は同じくらいでしょうか？根拠に29年度は記載されていますが、28年度がないので。

会計：28年度は入ってないです。前年度のみ予定価格の参考にしました。

○整理番号10「平成30年度36協定未届事業所に対する相談指導事業委託契約」

委員：1回目の入札のA社さん、押印誤りのため無効ということですが、どういうことでしょうか。

会計：入札書の印鑑が、代理人が選任されているのですが、代理人以外の方の印鑑が押印されて提出されていて、無効という判断です。

委員：金額的には問題なかったのですよね。救済措置等はなかったのですか？

もし、印鑑がよければこちらが最低価格でよかったかもしれませんよね。

委員：2回目の参加はないようなので、自らやめたということですね。“しまった”と思ったでしょうね。

会計：会計処理上ですが、書類ってやっぱり大事なものですので、厳密にさせていただいているところです。

委員：そういう説明をして、第2回目も出してくださいというのであれば、普通は出してくると思うのですが。大きな間違いをしたという自覚があって出せなかったのでしょうか。

会計：事業所は愛知の事業所で、代理人が来られていました。紙入札だったのですが持ってきていた予備ももしかして間違っておられたかもしれません。持ってきてはみえたので。参加のために取りに行行って再度来る…というのが時間的に難しいと判断されたのかもしれません。

委員：同日なのですね。

会計：午前中に一度開札して、その日の夕方に再度開札しました。紙入札だけですと即時ということでもさせていただきますが、電子入札もありまして、タイムラグの関係もあって少し時間をおいてからとなりました。

委員：本人は気づいてなかったのでしょうか？印鑑の違いについては。

会計：開札した結果の説明の中で、指摘ということではないですが、気づかれてはいました。

委員：そこだけ直せばいいということは、先方は分かっていたのですよね。紙の場合はこういうことが起こりうるのですね。電子ならこのようなことはないですか？

会計：電子の場合はないです。印鑑等を取ることはないのです。ですから、電子入札を推奨しているところです。

○整理番号11「平成30年度障害者就業・生活支援センター事業委託契約(四日市圏域)

委員：こちらも、出口監査をしっかりとお願いします。

○整理番号12「平成30年度高齢者活躍人材育成事業に係る業務委託契約」

委員：こちらも出口の監査をよろしくお願いします。

○整理番号13「わかものハローワークみえの賃貸借契約」

委員：資料に、「東海財務局の監査結果により、余剰があるため移転先を検討中」とありますが、最終的には移転ですか？

会計：そうです。28年度監査以降移転先を検討しています。ハローワーク四日市の付属施設になりますので、四日市所の方でも物件を探しているという状況ですが、余剰敷地のことや安価にするという指摘条件に該当する物件がなく今に至っており、引き続き検討しているところです。

委員：東海財務局の指摘は、土地ですか？床面積の余剰ということですか？

会計：国有財産の場合監査が数年に1回あり、職員の数や業務量などを審査して、余剰があるとの審査結果になっています。また、相場的にも価格が高いのではないかとという指摘もあり、移転検討ということになっています。

委員：こちらの建物は、築何年ですか？

会計：昭和63年5月建築の建物ですから、築30年を超えています。ですから建物も古くて設備機器も故障等多いので、移転するのはよいと思うところです。

委員：変わると配線とかも全部変更になりますね。築30年くらいの物件ですと、貸主さんと、「このままでは変わらなければならぬけれど、面積・価格等も監査指摘があって…」という交渉が可能なように思いますが。

会計：監査の方で“場所が変わるように”という指摘もあるので。もう一つ付属機関がありまして、そちらも余剰があって、そちらと一緒にすればいいのではないかと話もありましたが、こちらについては四日市所に集約できることになりまして、別途探すことになっております。

委員：新しい物件のほうが、設備も新しくいいですね。

会計：ただ、新しい物件ですと、金額の問題もありまして。四日市管内ですと、駅に近ければ近いほどすごく金額が高くなりますので、なかなか難しいです。面積余剰ももちろんですが、場所だけでなく金額についても指摘があったことで、難航しているというところです。

委員：価格交渉としては、あまりしていないということなのですね。前年並みの価格で契約するという。

会計：賃貸については、交渉はしているのですが折り合いません。数年前には少し価格を下げてもらったという経緯もあります。

委員：毎年下げてくださいというのは難しいですかね。3年に1回ぐらい見直しをして下げてもらおうという交渉は、労働局として必要かと思えます。

会計：そうですね。建物もだんだん古くなっていきますので、そう思います。

委員：来年消費税が上がりますが、当然上がりますよね。契約の段階では8%で契約しておいて、自動的に上がるのですか？

会計：前回の5%から8%に上がったときに、契約書の中にそういったことを含めておいたように思います。付帯条件のように。

委員：敷金なし、契約保証金なしですから好条件ですね。